◎新潟県告示第1514号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年12月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

１　解除に係る所在場所

新潟県十日町市丙246の２

２　保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

３　解除の理由

道路用地とするため